
4 5 1 7. 保税運送申告（一般）

業務コード	業務名
OLT	保税運送申告（一般）呼出し
OLT01	保税運送申告（一般）

1. 業務概要

AWB、HAWBまたは「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務が未入力の場合MAWB単位に保税運送申告、包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保税運送の登録を行う。

また、積戻し未通関貨物及び仮陸揚貨物についても、保税運送申告または特定保税運送を行うことができる。

ただし、同一許可保税蔵置場及び総合保税地域としてシステムに登録されている蔵置場所間における貨物移動の場合は、本業務の対象外とし、「貨物移動情報登録（KAM）」業務の対象とする。

なお、包括保税運送承認番号を入力することにより、包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録となる。

また、特定保税運送の旨を入力することにより、特定保税運送者による特定保税運送に係る運送の情報の登録となる。

申告内容に基づき、保税運送申告の場合は、「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」へ選定される。

「簡易審査扱い」に選定された申告は、即時に承認となる。

「書類審査扱い」に選定された申告は、税関が行う「保税運送申告審査終了（CET）」業務により承認の旨が入力された場合に承認となる。

包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保税運送の登録の場合は、登録された情報に基づき、選定を行う。

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。

ただし、包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保税運送の登録の場合は除く。

（１）「保税運送申告（一般）呼出し（OLT）」業務の場合

運送先、発送場所及びAWB番号等を入力し、登録されているAWB情報を呼び出す。

（２）「保税運送申告（一般）（OLT01）」業務の場合

運送先、発送場所及びAWB番号等を入力することにより、保税運送申告を行う。

2. 入力者

航空会社、通関業、機用品業、混載業、保税蔵置場、CY、NVOCC、海貨業

3. 制限事項

1 業務で入力可能なAWB件数は最大12件とする。

4. 入力条件

（１）OLT業務の場合

（Ａ）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②特定保税運送の登録の場合は、特定保税運送者であること。

（Ｂ）入力項目チェック

（a）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（b）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｃ）輸入貨物情報DBチェック

入力された運送種別が一般運送または検疫の経由運送の場合は、以下のチェックを行う。

①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。

②ULD収容貨物でないこと。

③「貨物取扱登録（改裝・仕分）（CHS）」業務により仕分けられた仕分け親となっていないこと。

ただし、スプリット情報仕分けの仕分け親は除く。

- ④CHS業務により仕分けられたスプリット情報仕分けの仕分け親となっている場合は、運送先がシステム内の保税蔵置場であること。
- ⑤HPK業務が行われたMAWBでないこと。
- ⑥入力された発送場所に蔵置されていること。
- ⑦包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保税運送の登録の場合で、搬出元の保税蔵置場に蔵置されている貨物に対して、税関届出を要する事故情報がある場合は、「許可・承認等情報登録（輸入保税）（PCH）」業務により事故確認が行われていること。
- ⑧入力された発送場所に保税運送申告、包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保税運送の登録が未実施の個数が存在すること。
- ⑨仮陸揚貨物または機移し貨物でないこと。
- ⑩輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Z申告、T申告、J申告、U申告またはS申告）は除く）がされていないこと。
- ⑪運送先に他所蔵置場所の入力がされた場合は、「他所蔵置許可申請（TZC）」業務または「許可・承認等情報登録（輸入保税）（PCH）」業務により他所蔵置許可となっていること。
- ⑫運送先に他所蔵置場所の入力がされた場合は、TZC業務により他所蔵置許可されたAWB番号とPCH業務により他所蔵置許可されたAWB番号が混在しないこと。
- ⑬他所蔵置許可されたAWB番号はすべての申請者が同一であること。
- ⑭到着即時輸入申告扱いの予備申告（航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（S申告）の登録がされている場合は、通関予定蔵置場所と本業務により入力された運送先が同一であること。ただし、検疫の経由運送の場合で発送場所と運送先が同一である場合は除く。
- ⑮貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。
- ⑯PCH業務により以下の登録がされていないこと。
- 「廃棄届受理」
 - 「滅却承認」
 - 「亡失届受理」
 - 「保税運送承認」（システム外向けの保税運送承認の場合のみ）
 - 「税関内収容」
 - 「現場収容」
 - 「貨物の移動差止」（包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保税運送の登録の場合のみ）
 - 「貨物手作業移行」
 - 「登録情報削除承認」
- ⑰「許可・承認等情報登録（輸入通関）（PAI）」業務により許可・承認登録がされていないこと。
- ⑱「許可・承認等情報登録（監視）（PAK）」業務により以下の登録がされていないこと。
- 「外貨機用品積込承認（個別）」
 - 「外貨船用品積込承認」
 - 「別送品輸入許可」
- ⑲発送場所が他所蔵置場所の場合は、他所蔵置許可期間を経過していないこと。
- ⑳HAWBの場合は、不突合（オーバー）となっていないこと。
- ㉑検疫の経由運送の場合はULDでないこと。
- ㉒入力された発送場所と運送先が異なる場合は、本業務またはPCH業務により、以下の条件をすべて満たす、入力されたAWB番号と同一のAWB番号に係る保税運送情報が登録されていないこと。
- ・登録済みの保税運送情報の発送場所と入力された発送場所が同一である。
 - ・保税運送申告中または保税運送承認済みで未搬入である。
 - ・発送場所と運送先が同一である。

②③入力された発送場所と運送先が同一である場合は、本業務、PCH業務またはKAM業務により、以下の条件をすべて満たす、入力されたAWB番号と同一のAWB番号に係る保税運送情報が登録されていないこと。

- ・登録済みの保税運送情報の発送場所と入力された発送場所が同一である。
- ・保税運送申告中または保税運送承認済みで未搬入である。
- ・発送場所と運送先が異なる。

(D) 輸出貨物情報DBチェック

(a) 入力された運送種別が積戻し未通関貨物の運送の場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力されたAWB番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに存在すること。
- ②MAWBでないこと。
- ③入力された発送場所に蔵置されている貨物はすべて積戻し未通関貨物であること。
- ④入力された発送場所から搬出された積戻し未通関貨物が存在する場合は、搬入済であること。
- ⑤貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。
- ⑥貨物取扱中でないこと。
- ⑦税関届出を要する事故情報がある場合は、税関による事故確認登録がされていること。
- ⑧特定保税運送の登録の場合で、貨物差止め登録がされていないこと。
- ⑨手作業移行済の貨物でないこと。
- ⑩訂正承認保留中の貨物でないこと。
- ⑪搭載完了された貨物でないこと。
- ⑫ULDに積み付けされている貨物でないこと。

(b) 入力された運送種別が仮陸揚貨物運送（航空貨物・海上からの移送貨物）の場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力されたAWB番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに存在すること。
- ②入力された発送場所に蔵置されている貨物はすべて仮陸揚貨物であること。
- ③保税運送申告が行われていないこと。
- ④「貨物情報切替登録（CHG）」業務が行われている場合は、「貨物情報切替確認登録（CHH）」業務が行われていないこと。
- ⑤入力された発送場所から搬出された仮陸揚貨物が存在する場合は、搬入済であること。
- ⑥貨物取扱許可申請中でないこと。
- ⑦貨物取扱中でないこと。
- ⑧税関届出を要する事故情報がある場合は、税関による事故確認登録がされていること。
- ⑨特定保税運送の登録の場合で、貨物差止め登録がされていないこと。
- ⑩手作業移行済の貨物でないこと。
- ⑪訂正承認保留中の貨物でないこと。
- ⑫搭載完了された貨物でないこと。
- ⑬ULDに積み付けされている貨物でないこと。
- ⑭複数の積込港が登録されていないこと。

(E) 包括保税運送DBチェック

包括保税運送承認番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された包括保税運送承認番号に対する包括保税運送情報が包括保税運送DBに存在すること。
- ②承認されていること。
- ③承認の取消しの旨が登録されていないこと。
- ④本業務の入力者と包括保税運送承認を受けた利用者が同一であること。
- ⑤登録されている発送場所及び運送先と入力された発送場所及び運送先が同一であること。
- ⑥本業務の入力年月日が包括保税運送承認期間内であること。

(2) O L T O 1 業務の場合

(A) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②特定保税運送の登録の場合は、特定保税運送者であること。

(B) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(b) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(C) 輸入貨物情報DBチェック

入力された運送種別が一般運送または検疫の経由運送の場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②ULD収容貨物でないこと。
- ③CHS業務により仕分けられた仕分け親となっていないこと。ただし、スプリット情報仕分けの仕分け親は除く。
- ④CHS業務により仕分けられたスプリット情報仕分けの仕分け親となっている場合は、運送先がシステム内の保税蔵置場であること。
- ⑤HPK業務が行われたMAWBでないこと。
- ⑥入力された発送場所に蔵置されていること。
- ⑦包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保税運送の登録の場合で、搬出元の保税蔵置場に蔵置されている貨物に対して、税関届出を要する事故情報がある場合は、PCH業務により事故確認が行われていること。
- ⑧入力された発送場所に保税運送申告、包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保税運送の登録が未実施の個数が存在すること。
- ⑨仮陸揚貨物または機移し貨物でないこと。
- ⑩輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Z申告、T申告、J申告、U申告またはS申告）は除く）がされていないこと。
- ⑪運送先に他所蔵置場所の入力がされた場合は、TZC業務またはPCH業務により他所蔵置許可となっていること。
- ⑫運送先に他所蔵置場所の入力がされた場合は、TZC業務により他所蔵置許可されたAWB番号とPCH業務により他所蔵置許可されたAWB番号が混在しないこと。
- ⑬他所蔵置許可されたAWB番号はすべての申請者が同一であること。
- ⑭到着即時輸入申告扱いの予備申告（航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（S申告）の登録がされている場合は、通関予定蔵置場所と本業務により入力された運送先が同一であること。ただし、検疫の経由運送の場合で発送場所と運送先が同一である場合は除く。
- ⑮貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。
- ⑯PCH業務により以下の登録がされていないこと。
 - 「廃棄届受理」
 - 「滅却承認」
 - 「亡失届受理」
 - 「保税運送承認」（システム外向けの保税運送承認の場合のみ）
 - 「税関内収容」
 - 「現場収容」
 - 「貨物の移動差止」（包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保税運送の登録の場合のみ）

「貨物手作業移行」

「登録情報削除容認」

⑰ P A I 業務により許可・承認登録がされていないこと。

⑱ P A K 業務により以下の登録がされていないこと。

「外貨機用品積込承認（個別）」

「外貨船用品積込承認」

「別送品輸入許可」

⑲ 発送場所が他所蔵置場所の場合は、他所蔵置許可期間を経過していないこと。

⑳ H A W B の場合は、不突合（オーバー）となっていないこと。

㉑ 検疫の経由運送の場合は U L D でないこと。

㉒ 入力された発送場所と運送先が異なる場合は、本業務または P C H 業務により、以下の条件をすべて満たす、入力された A W B 番号と同一の A W B 番号に係る保税運送情報が登録されていないこと。

・登録済みの保税運送情報の発送場所と入力された発送場所が同一である。

・保税運送申告中または保税運送承認済みで未搬入である。

・発送場所と運送先が同一である。

㉓ 入力された発送場所と運送先が同一である場合は、本業務、P C H 業務または K A M 業務により、以下の条件をすべて満たす、入力された A W B 番号と同一の A W B 番号に係る保税運送情報が登録されていないこと。

・登録済みの保税運送情報の発送場所と入力された発送場所が同一である。

・保税運送申告中または保税運送承認済みで未搬入である。

・発送場所と運送先が異なる。

(D) 輸出貨物情報 D B チェック

(a) 入力された運送種別が積戻し未通関貨物の運送の場合は、以下のチェックを行う。

① 入力された A W B 番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報 D B に存在すること。

② M A W B でないこと。

③ 入力された発送場所に蔵置されている貨物はすべて積戻し未通関貨物であること。

④ 入力された発送場所から搬出された積戻し未通関貨物が存在する場合は、搬入済であること。

⑤ 貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

⑥ 貨物取扱中でないこと。

⑦ 税関届出を要する事故情報がある場合は、税関による事故確認登録がされていること。

⑧ 特定保税運送の登録の場合で、貨物差止め登録がされていないこと。

⑨ 手作業移行済の貨物でないこと。

⑩ 訂正承認保留中の貨物でないこと。

⑪ 搭載完了された貨物でないこと。

⑫ U L D に積み付けされている貨物でないこと。

(b) 入力された運送種別が仮陸揚貨物運送（航空貨物・海上からの移送貨物）の場合は、以下のチェックを行う。

① 入力された A W B 番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報 D B に存在すること。

② 入力された発送場所に蔵置されている貨物はすべて仮陸揚貨物であること。

③ 保税運送申告が行われていないこと。

④ 「貨物情報切替登録（C H G）」業務が行われている場合は、「貨物情報切替確認登録（C H H）」業務が行われていないこと。

⑤ 入力された発送場所から搬出された仮陸揚貨物が存在する場合は、搬入済であること。

⑥ 貨物取扱許可申請中でないこと。

⑦ 貨物取扱中でないこと。

- ⑧税関届出を要する事故情報がある場合は、税関による事故確認登録がされていること。
- ⑨特定保税運送の登録の場合で、貨物差止め登録がされていないこと。
- ⑩手作業移行済の貨物でないこと。
- ⑪訂正承認保留中の貨物でないこと。
- ⑫搭載完了された貨物でないこと。
- ⑬ULDに積み付けされている貨物でないこと。
- ⑭複数の積込港が登録されていないこと。

(E) 包括保税運送DBチェック

包括保税運送承認番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された包括保税運送承認番号に対する包括保税運送情報が包括保税運送DBに存在すること。
- ②承認されていること。
- ③承認の取消しの旨が登録されていないこと。
- ④本業務の入力者と包括保税運送承認を受けた利用者が同一であること。
- ⑤登録されている発送場所及び運送先と入力された発送場所及び運送先が同一であること。
- ⑥本業務の入力年月日が包括保税運送承認期間内であること。

(F) 時間外執務要請届情報関連チェック

保税運送申告を行う場合で本業務が税関の開庁時間外にわたる場合には、以下のチェックを行う。

- ①当該申告分の時間外執務要請届情報が時間外執務要請届DBに存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

5. 処理内容

(1) OLT業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(B) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(C) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合、注意喚起メッセージとして出力する。

- ①登録を行うには再送信が必要である。
- ②入力された申告先税関官署と、入力された発送場所を管轄している税関官署が異なる。

(2) OLT01の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(B) 申告税関決定処理

(a) 申告先税関官署の入力がない場合

入力された発送場所を管轄する税関官署を申告税関とする。ただし、包括保税運送承認に係る個別運送情報の場合は、包括保税運送情報に登録されている税関官署を申告税関官署とする。

- (b) 申告先税関官署に入力がある場合
入力された申告先税関官署を申告税関官署とする。
- (C) 保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号払出し処理
保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号をシステムより払い出す。
- (D) 運送期間設定処理
 - (a) 保税運送申告の場合
保税運送期間日数DBにより、運送期間を設定する。
 - (b) 包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録の場合
包括保税運送DBに登録されている運送日数から、システム年月日の翌日を起算日として運送期間を設定する。
 - (c) 特定保税運送の登録の場合
システム年月日の翌日を起算日として7日間の運送期間を設定する。
- (E) 審査区分等選定処理
保税運送申告の場合は、入力内容に基づき「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」に選定する。
包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保税運送の登録を行った場合は、登録された情報に基づき、選定を行う。
- (F) 保税運送申告DB処理
 - (a) 保税運送申告の場合
 - ①システムにより払い出された保税運送申告番号に対する保税運送申告情報を作成する。
 - ②保税運送申告情報を登録する。
 - ③審査区分等選定処理により「簡易審査扱い」に選定された場合は、承認情報も併せて登録する。
 - (b) 包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録の場合
 - ①システムにより払い出された個別運送管理番号に対する保税運送申告情報を作成する。
 - ②包括保税運送承認に係る個別運送情報を登録する。
 - ③運送先がシステム外の保税蔵置場の場合は削除表示を設定する。
 - (c) 特定保税運送の登録の場合
システムで払い出した特定保税運送番号に対する保税運送申告情報を作成し、入力情報を登録する。
- (G) 輸入貨物情報DB処理
入力された運送種別が一般運送または検疫の経由運送の場合は、以下の処理を行う。
 - (a) 保税運送申告の場合
 - ①保税運送申告が行われた旨を登録する。
 - ②保税運送申告情報を登録する。
 - ③審査区分等選定処理により「簡易審査扱い」に選定された場合は、承認情報も併せて登録する。
 - (b) 包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録の場合
 - ①包括保税運送承認に係る個別運送の登録が行われた旨を登録する。
 - ②包括保税運送承認に係る個別運送情報を登録する。
 - (c) 特定保税運送の登録の場合
 - ①特定保税運送の登録が行われた旨を登録する。
 - ②特定保税運送情報を登録する。
- (H) 輸出貨物情報DB処理
入力された運送種別が積戻し未通関貨物の運送または仮陸揚貨物運送（航空貨物・海上からの移送貨物）の場合は、以下の処理を行う。
 - (a) 保税運送申告の場合
 - ①保税運送申告が行われた旨を登録する。

- ②保税運送申告情報を登録する。
- ③審査区分等選定処理により「簡易審査扱い」に選定された場合は、承認情報も併せて登録する。
- (b) 包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録の場合（海上からの移送貨物の場合は除く）
 - ①包括保税運送承認に係る個別運送の登録が行われた旨を登録する。
 - ②包括保税運送承認に係る個別運送情報を登録する。
- (c) 特定保税運送の登録の場合
 - ①特定保税運送の登録が行われた旨を登録する。
 - ②特定保税運送情報を登録する。
- (I) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。
- (J) 注意喚起メッセージ出力処理

入力された申告先税関官署と、入力された発送場所を管轄している税関官署が異なる場合は、注意喚起メッセージとして出力する。

6. 出力情報

(1) OLT業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
保税運送申告（一般）呼出し結果情報	なし	入力者

(2) OLT01業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
保税運送承認通知情報（承認用）（システム内）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）システム内向けに保税運送申告された （２）「簡易審査扱い」に選定された （３）入力されたAWB番号が一般運送貨物である	入力者
保税運送承認通知情報（承認用）（システム外）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）システム外向けに保税運送申告された （２）「簡易審査扱い」に選定された （３）入力されたAWB番号が一般運送貨物である	入力者
保税運送承認通知情報（到着確認用）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）システム外向けに保税運送申告された （２）「簡易審査扱い」に選定された （３）入力されたAWB番号が一般運送貨物である	入力者
保税運送承認通知情報（積戻し未通関貨物）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）「簡易審査扱い」に選定された （２）入力されたAWB番号が積戻し未通関貨物である	入力者
保税運送承認通知情報（仮陸揚貨物）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）「簡易審査扱い」に選定された （２）入力されたAWB番号が仮陸揚貨物である	入力者
保税運送承認貨物情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）「簡易審査扱い」に選定された	発送場所を管理する利用者 ^{*1}

情報名	出力条件	出力先
	(2) 出力先となる利用者が本業務を行った利用者でない	運送先を管理する利用者 *1
保税運送申告控情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 「書類審査扱い」に選定された (2) 入力されたAWB番号が一般運送貨物である	入力者
保税運送申告控情報（積戻し未通関貨物）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 「書類審査扱い」に選定された (2) 入力されたAWB番号が積戻し未通関貨物である	入力者
保税運送申告控情報（仮陸揚貨物）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 「書類審査扱い」に選定された (2) 入力されたAWB番号が仮陸揚貨物である	入力者
保税運送申告確認情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 保税運送申告を行い「書類審査扱い」に選定された (2) 入力されたAWB番号が一般運送貨物または積戻し未通関貨物である	申告先税関 （保税担当部門）
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 保税運送申告を行い「書類審査扱い」に選定された (2) 入力されたAWB番号が仮陸揚貨物である	申告先税関 （監視担当部門）
SFT情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録を行った (2) 入力されたAWB番号が一般運送貨物である	入力者
SFT情報（仮陸揚貨物）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録を行った (2) 入力されたAWB番号が仮陸揚貨物である	入力者
特定保税運送受付情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 特定保税運送の登録を行った (2) 入力されたAWB番号が一般運送貨物である	入力者
特定保税運送受付情報（積戻し未通関貨物）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 特定保税運送の登録を行った (2) 入力されたAWB番号が積戻し未通関貨物である	入力者
特定保税運送受付情報（仮陸揚貨物）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 特定保税運送の登録を行った (2) 入力されたAWB番号が仮陸揚貨物である	入力者
保税関係確認情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 保税運送申告を行い「簡易審査扱い」に選定された (2) 入力されたAWB番号が一般運送貨物または積戻し未通関貨物である	申告先税関 （保税担当部門）
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 保税運送申告を行い「簡易審査扱い」に選定された (2) 入力されたAWB番号が仮陸揚貨物である	申告先税関 （監視担当部門）
個別運送・特定保税運送登録通知情報（発送地向		税関 （保税担当部門）

情報名	出力条件	出力先
け)		税関 (監視担当部門)
個別運送・特定保税運送 登録通知情報 (到着地向 け)		税関 (保税担当部門)
		税関 (監視担当部門)

(* 1) 出力先の保税蔵置場がシステム参加保税地域の場合で、かつ、システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。なお、発送場所と運送先が同一の場合は1通のみ出力する。